

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処
会計科長 小林 浩司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6RJL1BB00320		6RJT1AD0046 0001								
品名 または 件名										
(8) 油分離槽清掃										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
三軒屋弾薬支処				三軒屋弾薬支処営繕班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
牛濱事務官 (内線 2 3 1)				令和9年3月31日 (水)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、陸上自衛隊三軒屋駐屯地会計科に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月28日 (火) 11時30分 三軒屋駐屯地 援護室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上の資格を有する者で競争参加地域「中国」の資格を有する者であること。合わせて、当案件に必要な「産業廃棄物収集運搬業許可証」・「産業廃棄物処分業許可証」を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、三軒屋弾薬支処会計科契約班窓口において配布する。
希望者には、メールする。

令和8年7月3日（金）～令和8年7月27日（月）（土曜日曜祝日を除く 0900～1600）

3 入札方法

入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判明し難い入札
- (4) 第1項第6号の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合における当該入札者が行った入札

5 契約書の作成

- (1) 契約金額が100万円以上を超える場合は、請書又は契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

6 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年7月27日（月）17時00分到着分まで有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を三軒屋弾薬支処会計科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加を希望する者は、令和8年7月23日（木）12時00分までに資格決定通知書の写しを提出すること。（メール可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意）
- (5) 入札時に積算内訳書を提出すること。（様式随意）
- (6) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。（提出期限：令和8年7月23日（木）12時00分まで）
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、三軒屋弾薬支処会計科契約班にて閲覧のこと。
- (8) 落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (9) 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
- (10) 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。
- (11) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒700-0001 岡山県岡山市北区宿978
陸上自衛隊三軒屋駐屯地 会計科 担当：新井
086-228-0111 内線（345） FAX086-228-0113（直通）
メールアドレス fin-sangenya-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

（仕様書に関する事項）

陸上自衛隊三軒屋駐屯地 営繕班 担当：牛濱
086-228-0111 内線（231）

本公告は、陸上自衛隊三軒屋駐屯地会計科、自衛隊岡山地方協力本部、
陸上自衛隊三軒屋駐屯地ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/sangenya/>)に掲示している。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
(8) 油分離槽清掃			
		作 成	令和 8 年 7 月 1 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	三軒屋弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊三軒屋駐屯地において実施する油分離槽清掃について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 及び建築保全業務共通仕様書 令和5年度版による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

建築保全業務共通仕様書 令和5年度版 建築保全センター発行

2 役務に関する要求

2.1 点検等の種類

点検等の種類については、調達要領指定書により指定する。

2.2 点検項目、内容、数量等

点検項目、内容、数量等については、調達要領指定書により指定する。

2.3 点検方法等

実施要領等については、調達要領指定書によって指定する。

2.4 場所

岡山県岡山市北区宿978 陸上自衛隊三軒屋駐屯地

2.5 実施予定期間等

実施予定期間等については、調達要領指定書により指定する。

2.6 構造等

構造等については、調達要領指定書により指定する。

3 品質保証

3.1 検査

a) 検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

b) 契約の相手方は、作業を実施するに当たり、検査官等の指示に従うものとする。

4 その他の指示

4.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする

- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 本契約関係書類の作成を行う電子計算機においては、情報流出等の対策に万全を期するものとする。

4.2 安全管理

契約の相手方は、現場管理者を指名し、関係法令に従い役務従事者に技術上の指導監督を行うものとする。作業においては必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても火災、盗難、その他災害防止について注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を論ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.3 その他

その他は、次による。

- a) 本役務は、仕様書、図面及び関係諸基準に基づき丁寧かつ確実に実施するものとする。また、仕様書及び図面に明記無き事項でも作業上当然必要なことは、契約の相手方の負担において良心的に行うものとする。
- b) 契約の相手方は、本役務に先立ち検査官との協議の上工程表を提出し承諾を受けるものとする。
- c) 本役務に使用する器材類等は、すべて契約の相手方が準備するものとする。
- d) 本役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- e) 本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、契約の相手方が準備するものとする。
- f) 本役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施するものとする。万一損傷を与えた場合は、速やかに検査官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- g) 本役務に際し、関係官公署等へ届出が必要である場合については、契約の相手方の責任に於いて迅速に処理するものとする。
- h) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に検査官と十分に協議するものとする。
- i) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を越える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。

- j) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓、実施場所の清掃を実施するものとし、作業において仮設物等の設置を行った場合は、その撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- k) デジタルカメラ等の使用については、検査官の了承を得るものとする。

4.4 提出書類

- a) 役務終了後、報告書等の書類を提出するものとする。
- b) 役務写真は、清掃前、清掃中、清掃後その他検査官の指示する箇所を撮影し、A4S版（サービス版）に整理し提出するものとする。
- c) その他の提出書類については、調達要領指定書により指定する。

4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号			
	調達要求番号			
	調達要求年月日	令和8年 7月 1日		
	作成部課	三軒屋弾薬支処 総務科 営繕班		
	作成年月日	令和8年 7月 1日		
品名	(8) 油分離槽清掃			
仕様書番号				
指定事項：				
2. 1 点検等の種類				
陸上自衛隊三軒屋駐屯地の油分離槽清掃				
2. 2 点検等項目、内容、数量				
項目	内 容	数量	単位	備考
油分離槽清掃	汚物汲取 洗浄 産業廃棄物処理	1	式	2回実施
2. 3 点検方法等				
a) 本役務は、下記に示す油分離槽の汚物汲取及び清掃を行うものとする。				
b) 汚物等沈殿分離槽に蓄積及び付着した汚物スカムを汲取処分し、槽及び鋼板等を高圧洗浄機等を使用し洗浄後、業者で水張りを行うものとする。（洗浄した汚水も、汲取処分をするものとする。）				
c) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。				
d) 汲取した廃棄物については契約の相手方が処分するものとする。				
e) 清掃完了後、産業廃棄物処理票（マニフェスト）E票までを納期に間に合うよう官側に提出するものとする。				
f) 提出書類及び産業廃棄物管理票E票の提出確認後、検査官の合格をもって本役務の完了とするものとする。				
2. 4 場所				
別図による。				
2. 5 実施予定期間等				
1回目				
a) 清掃実施		契約日～令和8年8月28日（金）		
b) 報告（書類提出）期限		令和8年9月30日（水）		
2回目				
a) 清掃実施		令和9年1月13日（水）～令和9年2月5日（金）		
b) 報告（書類提出）期限		令和9年3月26日（金）		
※マニフェストE票が間に合うこと				

2. 6 構造等

1 回目

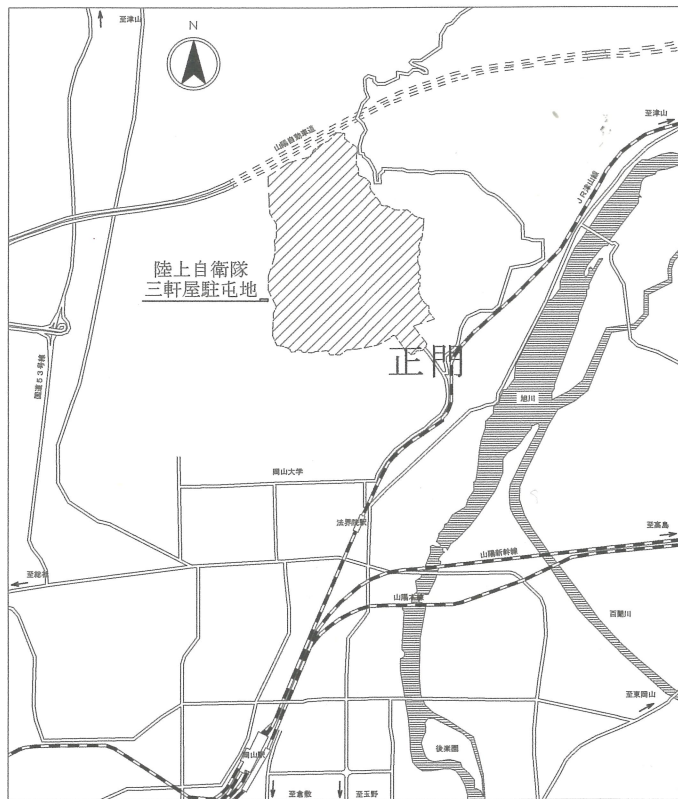
	油分離槽名称	奥行き	幅（内寸）	深さ（水位）	備考
（１）	洗車場油分離槽（a）	700	2,800	750	
（２）	洗車場油分離槽（b）	600	1,000	600	
（３）	隊舎油分離槽	700	1,400	700	
（４）	整備工場油分離槽	600	1,000	600	

2 回目

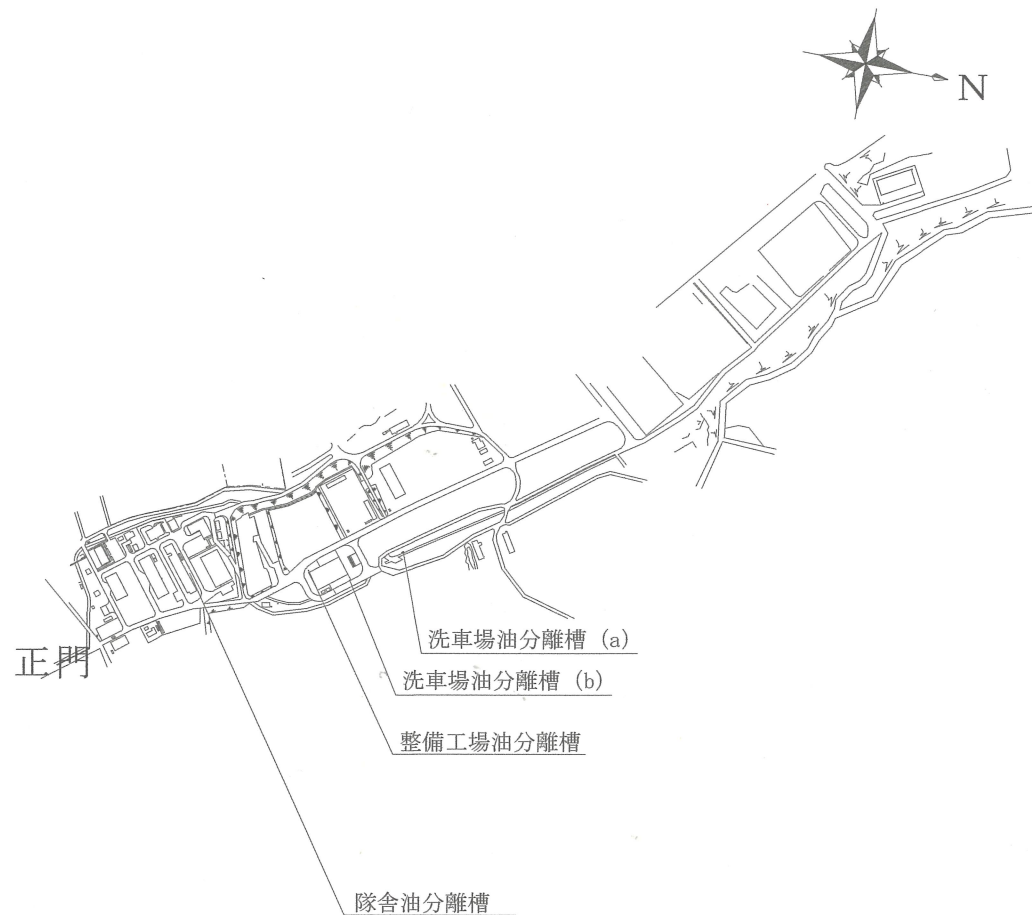
	油分離槽名称	奥行き	幅（内寸）	深さ（水位）	備考
（１）	洗車場油分離槽（a）	700	2,800	750	
（２）	洗車場油分離槽（b）	600	1,000	600	
（３）	隊舎油分離槽	700	1,400	700	
（４）	整備工場油分離槽	600	1,000	600	

4. 4 提出書類

提出書類名	備考	提出先
着手（着工）届		三軒屋弾薬支処 総務科営繕班 管財主任
工程表		
完了（竣工）届		
現場代理人等指名・変更通知書		
現場代理人略歴書	保有資格免状等のコピーを添付すること	
マニフェスト		
工事・役務写真		
その他指示された書類		



案内図



駐屯地配置図

関係者以外不許複製

(8) 油分離槽清掃

別 図